

## シラバス情報

授業方法	講義 ・ 実験 ・ 実習		
系 列	その他		
科 目 名	自動車検査・機器		
必修・選択	必修科目 ・ 選択科目		
対象学科	一級自動車整備科・二級自動車整備科		
年次学期・曜日・時限	2年後期 ・ 木曜日 ・ 1・2時限あるいは3・4時限		
時 限 数	24時限（中間及び期末試験を除く）		
担当教員名	清末 裕貴（副：野尻 裕朗）		
実務経験	有 ・ 無		
	国土交通省に認証された事業場における自動車検査員として自動車関係法令を遵守した車両の保守・点検を行った経験を活かし、整備を行う上で必要となる検査機器の構造と取扱い、並びに関係法令についての講義を実施する。		
授業の目的	自動車整備士の実務である定期点検及び整備事業関係法令の重要性やモラルの理解についての講義を行う		
テキスト	①法令教本（公論出版 発行）		
授 業 計 画			
授業回数	テーマ	内容・方法等	使用テキスト 範囲
第1回	点検整備制度・日常点検整備	法令で定められている点検整備制度、日常点検整備について解説する。	①P39～41
第2回	定期点検整備（別表第3～7）	法令で定められている定期点検整備について解説する。	①P42～57
第3回	点検整備記録簿・整備管理者	法令で定められている点検整備記録簿、整備管理者について解説する。	①P61～66
第4回	整備命令・車庫法	法令で定められている整備命令、車庫法について解説する。	①P13、 P67～69
第5回	新規検査・継続検査	法令で定められている新規検査、継続検査について解説する。	①P73～77
第6回	臨時検査・構造等変更検査	法令で定められている臨時検査、構造等変更検査について解説する。	①P78
	中間試験	第6回までの授業内容に関する筆記試験	
第7回	予備検査・自動車検査証	法令で定められている予備検査、自動車検査証について解説する。	①P79～89
第8回	認証制度・分解整備事業	法令で定められている認証制度、分解整備事業について解説する。	①P94～95
第9回	認証基準・遵守事項	法令で定められている認証基準、遵守事項について解説する。	①P98～104

第 10 回	優良整備事業者・指定基準	法令で定められている優良整備事業者、指定基準について解説する。	①P105~110
第 11 回	自動車検査員 保安基準適合証	法令で定められている自動車検査員、保安基準適合証について解説する。	①P111~115
第 12 回	第1回~第11回のまとめ	国家試験の過去問を基に講義の復習を行う。	
	期末試験	第1回~第12回までの授業内容に関する筆記試験	
到達目標	自動車整備士の実務である定期点検及び整備事業関係法令の重要性やモラルの理解。国家試験に出題されている問題の理解。		
成績評価方法	平常点（小テスト、レポートやノートの提出とその評価、出席及び授業態度）、中間試験並びに期末試験を合算して行う。		
定期試験受験資格	開講された全時限に出席し、レポート・ノートの提出が完了している者。 欠席した時限がある場合は、補講も完了している者。		
成績評価基準	<p>成績評価は、期末試験の点数が40点以上を満足した上で、100点を満点とする整数について、次の割合で行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">中間試験の点数 30% 期末試験の点数 40% 平常点 30%</p> <p>上記の割合によって学期末の評点が60点以上である場合、以下によって評価する。</p> <p style="padding-left: 40px;">60~69点 = 可、70~79点 = 良、80~89点 = 優、90点以上 = 秀</p> <p>60点未満の場合、再試験を行い、試験点のみで60点以上のとき履修を認定し、成績は60点 = 可とする。</p>		
成績評価できない場合の基準	全講義を終了時点の出席率が50%を満たしていない場合、又は、成績評価が60点未満の場合。		